

平成 28 年 10 月 12 日
電力・ガス取引監視等委員会

一般ガス事業の供給区域等の変更許可に関する 意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた一般ガス事業の供給区域等の変更許可の申請について審査を行い、「一般ガス事業の開始によって申請に係る事業者自身においてガス工作物の設置が著しく過剰とならないこと及び一般ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」に適合すると認められる旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

一般ガス事業者は、供給区域等の変更を行おうとするときは、ガス事業法第 8 条第 1 項の規定に基づき経済産業大臣に対し変更許可申請を行うこととなっています。

供給区域等の変更許可に際しては、経済産業大臣は、当委員会に対して意見聴取を行うこととされていることから、経済産業大臣から当委員会への意見の求めがありました。

これを受け、本日、東邦瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び西部瓦斯株式会社からの供給区域等の変更許可申請について、当委員会において審査を行ったところ、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(平成 12 年 10 月 2 日付け平成 12・09・28 資第 8 号)第 1(3)において準用する同(1)③のうち「その一般ガス事業の開始によって申請に係る事業者自身においてガス工作物の設置が著しく過剰とならないこと」、同④のうち「その一般ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」に適合していると認められましたので、経済産業大臣へその旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

- ①ガスの供給区域等変更の許可等について(回答・東邦瓦斯株式会社)
- ②ガスの供給区域等変更の許可等について(回答・大阪瓦斯株式会社)
- ③ガスの供給区域等変更の許可等について(回答・西部瓦斯株式会社)

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 佐合

担当者: 皆川、吉野

電話: 03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)

ネットワーク事業監視課長 恒藤

担当者: 宮崎、星

電話: 03-3501-1511(内線 4371~4)

03-3501-1585(直通)

経済産業省

官 印 省 略
20161005電委第5号
平成28年10月12日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガスの供給区域等変更の許可等について（回答）

平成28年10月5日付け20161004資第5号により、貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス事業の供給区域等の変更許可について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該供給区域等の変更の許可の申請については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12年10月2日付け平成12・09・28資第8号）I. 第1 1.（3）において準用するI. 第1 1.（1）③及び④のうち「その一般ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」に適合していると認められました。

経済産業省

官 印 省 略
20161005電委第5号
平成28年10月12日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガスの供給区域等変更の許可等について（回答）

平成28年10月5日付け20161004資第7号により、貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス事業の供給区域等の変更許可について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該供給区域等の変更の許可の申請については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12年10月2日付け平成12・09・28資第8号）I. 第1 1.（3）において準用するI. 第1 1.（1）③及び④のうち「その一般ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」に適合していると認められました。

経済産業省

官 印 省 略
20161005電委第5号
平成28年10月12日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガスの供給区域等変更の許可等について（回答）

平成28年10月5日付け20161004資第8号により、貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス事業の供給区域等の変更許可について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該供給区域等の変更の許可の申請については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12年10月2日付け平成12・09・28資第8号）I. 第1 1.（3）において準用するI. 第1 1.（1）③及び④のうち「その一般ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」に適合していると認められました。